



平成 29 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 エイバックス・グループ・ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 C E O 松浦 勝人  
(コード番号：7860 東証第1部)  
問い合わせ先 グループ執行役員 グループ管理本部長 畑本 誠一  
TEL 03-5545-9200

### 「従業員持株会信託型 E S O P」の詳細決定に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 11 日開催の取締役会において、当社グループの社員持株会を活用した中長期的な企業価値向上と福利厚生拡大を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型 E S O P」(以下「本制度」といいます。)の再導入を決議いたしました。本日開催の取締役会において、本制度の詳細について決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

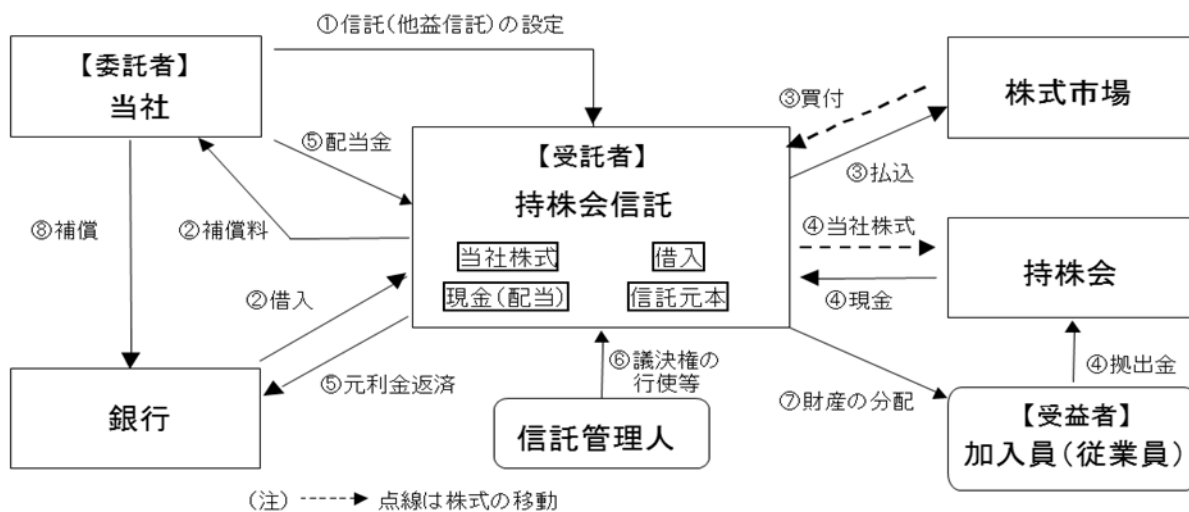
#### 1. 本制度について

(1) 委託者	当社
(2) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
(3) 受益者	当社社員持株会の会員のうち受益者要件を充足する者
(4) 信託契約日	平成 29 年 8 月 23 日 (予定)
(5) 信託の期間	平成 29 年 8 月 23 日～平成 34 年 8 月末日 (予定)
(6) 信託の目的	持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者確定手続きを経て確定される受益者への信託財産の交付

#### 2. 信託における当社株式の取得内容

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 株式の取得資金として信託する金額	290 百万円
(3) 株式取得期間	平成 29 年 8 月 23 日～平成 29 年 9 月 15 日 (予定)
(4) 株式の取得方法	取引所市場より取得

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は、持株会の加入員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする「従業員持株会信託（他益信託）（持株会信託）」を設定します。
- ② 持株会信託は、銀行から、当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入にあたっては、当社（補償人）、持株会信託（補償委託者）、銀行（被補償人）の三者間で当該借入について当社が一定の場合に補償をする義務を負う損失補償契約を締結します。損失補償契約の対価として、持株会信託は補償料を当社に支払います。
- ③ 持株会信託は信託期間内に持株会が取得すると見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します。（取引所市場（立会外取引を含みます）から取得する方法によります。）
- ④ 持株会信託は、信託期間を通じ、上記③により取得した株式を、毎月の定例日に持株会に時価で売却します。
- ⑤ 持株会信託は、持株会への当社株式の売却により受領した株式売却代金及び保有株式に関わる配当金を、銀行からの借入金の元利金返済に充当します。
- ⑥ 信託期間を通じ、受益者の利益を保護し受託者の監督をする信託管理人が、議決権行使等、信託財産の管理の指図を行います。
- ⑦ 信託終了の際に信託勘定内に財産（金銭）がある場合には、持株会の加入員のうち一定の要件を充足する者が受益者として確定され、当該受益者に対して、信託期間内に持株会へ拠出した金額に応じた分配金が交付されます。
- ⑧ 上記②の借入にかかる元本最終弁済期限又は期限前弁済日に借入金が完済されていない場合等の一定の場合には、損失補償契約に基づき、当社が補償義務の履行として残存債務を支払います。

以 上